

# 令和8年度議会活性化特別委員会(第7回)会議録

会議日時 令和8年4月13日(月)13時15分～14時35分  
場 所 白石町役場 3階資料室  
参 集 者 議会活性化特別委員会委員7名  
(吉岡正博委員長、重富副委員長、前田委員、中村委員、友田委員、南里委員、溝上広行委員)  
事務局(片淵局長、藤松課長補佐、島ノ江)

## 1 開会(吉岡委員長)

## 2 協議事項

### (1) 前回の意見交換会について

- ・多様な意見が出てよかったが、事前配布資料の不足があり、十分な議論ができない部分があったため、次回は事前配布をお願いしたい。
- ・オフィシャル形式だと、議事録を公開することが可能で、「きちんと議論する議会」であることを、外部に示すことができる。ぎっくばらんな形だと、より率直な意見が出やすいが、内容は外部に公開できない。
- ・議員間討議については、自由参加とし、議論に関心がある議員が集まるようにしたい。  
議事録は作成する。
- ・修正動議や決議文提出時の議論プロセスの重要性が確認された。
- ・議員間討議について、単なる申し合わせ事項とするのではなく、制度化するための要綱を作成する。

### (2) 議案提出議員の反問権について

- ・西脇市議会を例に、条例の意見陳述の主体が市長に限定されている点に、白石町総務課長が「議員間の議論の後であれば、課長でも意見を述べることは可能ではないか」との見解を示していた。
- ・最終目標は、町民の福利厚生であり、議員だけでなく行政の意見も聞きながら物事を進めるべき。
- ・課長などが意見を述べた場合でも、最終的な責任者は町長であり、町長としての意見として整理することは可能である。
- ・今後の進め方として反問権に関する論点を整理し、継続して検討を行っていく。

### (3) 議会基本条例の検証について

#### ■第19条(議員定数)

- ・定数を議論する指標として、人口割、予算規模割、面積割、歴史的な経緯(合併などを考慮)があるが、これらの指標だけでなく、どのような制度を基盤としているかを考慮して議論すべきである。

#### ■第20条(議員報酬)

- ・議会から報酬の条例改正案を提出する際は、「明確な改正理由」を付す必要がある。
- ・議員報酬月額25万円の妥当性について、生活水準と労働対価の観点から下記内容の議論を行った。
  - 月額25万円は白石町での生活費としては低い、労働対価としては高い方。しかし、若い人材をこの給与で雇用するのは困難。
  - 町内のどの企業も初任給で20万円を支払うのは困難であり、25万円という金額の高さに同意。
  - 若い介護職員等、給与水準が低い職種から見れば、社会保険料などが引かれても、手取りが25万円近くになるのは魅力的な仕事である。
- ・議員の経済的安定性と社会的立場に関する検討を下記のとおり行った。
  - 役場の定年退職者が再任用で年収300万円程度、自身の議員年収の方が高い。

- 議員報酬だけでは子育てが困難なケースがある。ある議員の配偶者が生活保護の相談に来た事例がある。
- 議員が抱える特殊な状況を考慮する必要がある。
  - 国民健康保険への加入が原則である。
  - 公的な年金制度がない。
  - 4年に1度の選挙による身分の不確実性。
  - 職務遂行時間外の政治活動が必要であること。

■第21条(議員の政治倫理)

- ・議員の政治資金規正法遵守に関する問題と新聞報道された事例が話題になった。
- ・初盆の香典など、公職選挙法と地域の慣習との間で生じる葛藤が議論された。

■第22条(最高規範性)

- ・議会基本条例が議会運営の最高規範であることが確認され、条例の解釈・運用は本条例の趣旨に照らして行うべきであることが確認された。
- ・新人議員に対する本条例の研修が過去に実施されていないことがわかり、現職議員の中にも、この条例に関する研修を受けていない者が複数いることが確認され、研修の実施が提案された。

■第23条(議会及び議員の責務)

- ・この条例の目的が達成されているかを定期的に検証する必要があるが、前回4年前には実施されていなかった。

■第24条(見直し手続き)

- ・町民の意見や社会情勢の変化を考慮した措置を講じることについて確認した。

(4) その他

- ・次回の開催日程について  
5/11(月) 13:15開始予定

3 閉会(重富副委員長)